

木の言い分 ⑧

今回も、農薬販売も営む樹木医が当コラムを担当します。この号では、食品衛生法改正に伴い5月29日から施行されているポジティブリスト制度と、「飛散（農薬を散布したときに飛び散る）」のリスク管理についてお伝えし、次号では「飛散しにくい農薬」を紹介致します。

■＜ポジティブリスト制度とは？＞

簡単にいえば、全ての化学物質の食品残留基準値を定める（明確にした ⇒ 英語で言うPositive：ポジティブ）表（List：リスト）を作成したことです。これにより、例えば、輸入野菜に日本で使われていない農薬が散布されている場合、流通禁止・回収させることが可能になりました。これはこれで良いことですが、食品残留基準値を定めるに当たって、「どんな物質であれ、毎日人間が摂取しても絶対大丈夫な量（0.01ppm）」を暫定基準値とした為、スミチオンやディプテレックスで樹木を防除する場合、その隣接圃場に、仮に農家の栽培・出荷するハーブの様な作物（農薬登録も残留基準値も共に極少）があれば、大変気を遣う事態になりました。

※農薬を飛散させる意図や事実はなくても、農家との間で十分トラブルになることもありえます。（飛散しているのでは？と農家が疑う為）個人的には、何らかの任意保険（造園組合等が推奨するPL保険等）に加入された方が良い、と考えます。

■＜飛散リスク管理＞

基準が非常に厳しい為、
□「飛散しない散布方法」
□「飛散しにくい噴口（ドリフトレスノズル）」への交換
□「散布時の気象チェック（特に風向・風量）と記録」
□「使用薬剤・使用方法の記録」
は当然です。記録は、後でトラブル化した場合に備えて、在らぬ疑いをかけられない為に取ります。要するに、従来の近隣住民とのトラブルが、農家・農業者とも起こりうる、ということです。その為、
□「散布地近くの農家への通知・理解」
も必要です。

なお、近隣住民とのトラブルを防ぐコツをまとめた東京都環境局のホームページ

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/kids/index.htm>
を参考にして実践なさと良いでしょう。（子供用とありますが、十分役立ちます。）

樹木医 長谷川正文
（（株）向陽アグロガーデニングホールディングス）